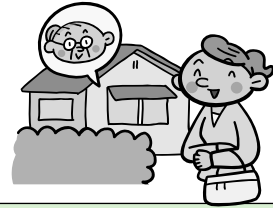


福祉サービスの紹介 ~介護保険のサービス~ その3

要介護認定の申請を行い、介護認定審査会での審査の結果、要介護状態の区分が決定し、通知されます。区分によって利用できるサービスの種類や手続きが違います。

自宅に訪問するサービス 「訪問介護」「介護予防訪問介護」の紹介

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助などを行い、在宅で自立した生活ができるように支援するサービスです。



区分	要介護1~5の認定を受けた方	要支援1、または2の認定を受けた方
種類	訪問介護	介護予防訪問介護
サービスの内容	<p>サービスの内容により、身体介護と生活援助に区分され、次のようなサービスを受けることができます。</p> <p>身体介護の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事や入浴、衣類の着脱の介助 おむつ交換、排泄の介助 洗髪、爪切り、身体の清拭 など <p>生活援助の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事の準備や調理 衣類の洗濯や補修 生活必需品の買い物 など 	<p>身体介護や生活援助の区分はなく、次のようなサービスを受けることができます。日常生活の自立を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事や入浴、衣類の着脱の支援 食事の準備や調理の支援 衣類の洗濯や補修の支援 掃除や整理整頓の支援 など <p>利用の目安</p> <p>支援1の方…1回1時間程度で週2回まで 支援2の方…1回1時間程度で週3回まで</p>

介護保険のサービスの対象とならない例

- 本人以外の家族のための家事
 - 草取りや花木の手入れ
 - 洗車
 - ペットの世話
 - 大掃除や家電の修理など、日常的な家事の範囲を超えるもの など
- ※利用料金は、介護度やサービスの内容、時間などによって違います。担当のケアマネジャー、または下記まで問い合わせください。

問い合わせ 太平地域包括支援センター 電話 (25)1135 南姫地域包括支援センター 電話 (20)2021
 滝呂地域包括支援センター 電話 (24)5562 多治見市役所 高齢福祉課 電話 (22)1111

8月の相談日 **ひとりで悩まないで** 相談日一覧

皆さんの悩みごとに、専門の相談員がお話を伺います

	相談の種類	日にち	時間	場所	問い合わせ
気軽に相談センター	民生委員の 気軽に相談 ☎	1日・15日(月)	午後1時～午後3時	多治見市総合福祉センター 4階 相談室	(23)5115
	税務相談	3日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
	法律相談 (予約制)	17日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
		【予約受付日】10日(水) 午前8時30分～			
その他の相談日	障がい者相談	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後3時30分	2階 障害者福祉センター	(25)1131 障害者福祉センター(内210)
	ひとり親家庭相談	17日(水)	午後1時～午後4時	4階 相談室	(25)1133 母子福祉センター
	高齢者就業相談	12日(金)	午後1時30分～午後3時	3階 作業室	(25)1131 老人福祉センター(内301)
	結婚相談	14・28日(日)	午前10時～正午 午後1時～午後3時	4階 技能習得室	(22)1111 市役所くらし人権課

※相談は無料です。☎マークの相談は、上記の日時で電話相談ができます。 ※祝祭日の相談は休みです。